

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届（保護者記入）			
<u>ようとう 保育園施設長殿</u>			
<u>入所児童名</u>			
西暦	年　月　日	医療機関名	「」において
病名	「」	と診断されました。	
病状が回復し、集団生活支障がない状態と判断されましたので登園いたします。			
西暦	年　月　日	保護者名	印又はサイン
保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。			
保育所入所児がよくかかる下記の感染症につきましては、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園しますよう、ご配慮ください。			
○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症			
病名	感染しやすい期間	登園のめやす	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	手足や口腔内に水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと	
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
R Sウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから	
尖発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	

※その他 頭ジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、とびひ（伝染性膿疱疹）、疥癬などの感染症につきましては、体調・年齢などによって症状には個人差がありますので、集団生活であること考慮し、届が必要となる場合があります。